

## 第3回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 27 年（2015 年）11 月 18 日（水）15:00～17:20
- 2 場 所 県庁新館 4 階 教育委員会室
- 3 出席者 甲津委員長、梁川委員、柴原委員、富永委員、住本委員  
事務局：学校教育課
- 4 会議概要

### ■会議の成立確認

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第 7 条第 3 項の規定により、委員の半数以上の出席により成立（委員 5 名全員参加により成立）

### ■会議の公開・非公開

○滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第 5 条第 1 項の規定により原則公開としており、非公開とすべきものがないことから、議題すべてを公開とすることに決定

### ■議題

○議題（1）平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について

（委員長）

それでは議題（1）「平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」について審議します。平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果から本県のいじめの実態、取組の状況等について振り返り、成果と課題を確認して効果的ないじめ対策への提言につなげたいと考えています。まずは、事務局より調査結果についてご説明をお願いします。

（事務局）

資料 1 の 3 ページをご覧ください。1 は県内公立学校のいじめの認知件数です。平成 26 年度は全ての校種で増加しております。この経過を見ても平成 24 年度より増加しております。この 24 年度は大津の事案が発生し、いじめの疑いとして挙げられている事案を見直し、いじめと捉えるようにすべき事案はなかったかを再調査していただいたことで増加しました。平成 25 年度からはご存じのようにいじめ防止対策推進法が施行され、第 2 条の定義に基づいて、いじめの認知が高まったことが要因と考えています。

特徴としましては表 2 をご覧ください。表 2 はいじめの認知学校の割合と児童生徒 1000 人当たりの認知件数を全国と比較したものです。本県はどの校種とも認知学校数の割合が全国よりも高いことにあります。例えば小学校においては滋賀県では 75.0% の学校がいじめを認知しておりますが、全国では 55.5% で全国より 20 ポイントほど高くなっております。中学校、高等学校につきましてもご覧の通り高くなっております。また、後ほど説明させていただきますが 1000 人当たりの認知件数は、小中学校で全国

よりも低くなっております。

表3をご覧ください。この表はいじめの態様を示したもので、先ほど全校種でいじめの認知件数が増加したとお話ししましたが、その主な要因が表の一番上の行為として比較的軽微な「冷やかし、からかい、言葉の脅し」が増加したことにあります。なお、今ほど行為として比較的軽微と申し上げましたが、これはいじめを受けた子どもにとって重要なことは、行為の問題でなく、いじめを受けた側の心理でありますことからです。なお高等学校では、この「冷やかし、からかい、言葉の脅し」とともに、「パソコン・携帯電話での誹謗中傷」が増加しております。これはこの態様が複数回答可でありますことから、ネットの中で「冷やかし、からかい」等の誹謗中傷があったと言うことであります。

5ページ表4をご覧ください。この表は「いじめの発見のきっかけ」を示したものであります。これは大きく2つに分かれます。1つが「学校の教職員が発見」という分類、もう1つが「学校の教職員以外からの情報により発見」という分類であります。全国と比較しまして「学校の教職員が発見」が本県では33.3%に対して全国は66.3%となっています。滋賀県で最も多いのが「当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え」、次に「本人からの訴え」、3番目が「学級担任が発見」になっております。なお先ほど申し上げましたように全国と比率が大きく違う要因が「アンケート調査などの学校の取組による発見」が本県と全国との差が大きいことにあります。このことにつきましては既に新聞でも報道されていますが、都道府県による開きは非常に大きいことが指摘されています。アンケートにつきましては、非常に重要な早期発見のツールでありますことから、委員の皆様方からご意見いただきながら、改善していきたいと考えております。

次に下の表5をご覧ください。これはいじめの実態把握のための具体的な方法についてであります。先ほど、アンケート調査による発見が全国よりも低いと申し上げましたが、実施率につきましては100%と公立の全ての学校で実施していただいております。また、県では1学期に1回はアンケートを実施するように伝えているところではありますが、年2～3回と年4回以上の合計が全国よりも高くなっております。なお、年1回の実施の学校については特別支援学校や小規模校の学校となっております。また、家庭訪問の取組も全国より高い数値となっております。

次に6ページ表6をご覧ください。これはいじめの解消状況を示したものです。この解消とは平成26年度の発生した事案で、調査が報告された27年3月31日時点で解消されたかどうかを示したものです。これを見ますと本県の解消率は89.7%で全国の88.8%とほぼ同じ値になっています。なお、この値は平成25年度より減少しておりますが、これは、いじめはすぐに解決するものでなく、しっかりと継続して見守るようにと伝えていることが要因と考えています。

最後に対策についてであります。2ページの(9)いじめの対策をご覧ください。いじめの対策につきましては、未然防止の取組、早期発見・早期対応・対処がありますが、何よりもいじめを起ささないようにするという未然防止の取組が重要です。そのため、いじめを起ささない学校づくりを推進し、児童会・生徒会活動を進めていくことが重要であると考えております。また、いじめは何らかのストレスが要因にあることから、学校や人に気持ちが向くといった「学び」と「絆」づくりのために、授業改善や学級づくり等の取組も推進していきたいと考えています。さらに本委員会の中間答申でもご指摘いただきましたとおり、いじめはいじめを受けた子どもの支援とともに、いじめをした子どもの背景もしっかり把握する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効に活用していきたいと考えております。また、いじめは早期発見が重要なことから、いじめ防止対策推進法の第2条にあります「いじめの定義」等、各学校の先生方に研修会等様々な機会を通じて引き続き周知していきたいと考えて

います。更に保護者との連携はもとより、状況に応じて関係機関との適切な連携を図っていきたいと考えています。

最後に再度6ページをご覧ください。これは本年8月に全ての市町の中学生代表等を集め、本年度初めて滋賀県いじめ問題生徒会サミットを実施しました。ここに記載しましたのが、その中で子どもたちが「いじめをなくす三か条」を作ってくれました。一例を紹介いたしますと「いじめをするのが私たちならいじめをなくすのも私たち」とあります。私自身このようなことを子どもたち自らが考えることに驚きを覚えました。いじめ対策は何よりも私たちが子どもを守るための環境づくりに努めることでありますが、同時にこうした子どもたち自身の生きる力や主体的な力を育成する取組を今後も進めていきたいと考えています。

(委員長)

ただ今の説明につきましてご質問・意見等はございますか。こうしたデータは一つの議論の出発点でありますので、いろいろご意見いただければと思います。

(委員)

3点ほどお願いします。まずいじめ対策で今説明がありました、その中で対策としてスクールソーシャルワーカーを有効に活用するということがありますが、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2年前にできて、昨年大綱が閣議決定されました。今年13億の予算がついたと言うことで、政府の説明では今1500人のスクールソーシャルワーカーが配置されていますが、これを今後5年間で10倍にして1万人に増やしていくという予算の方向性が示されています。本県ではスクールソーシャルワーカーの配置について、今後どんな動きになっているのでしょうか。

2点目が「冷やかし・からかい」等の軽微ないじめ行為が増加したということですが、例えば小学校では「ひどく叩かれる・蹴られる」、高等学校では「金品をたかられる」が少し増加している。こういったところは生徒指導緊急特別対応事業で、実際にこうした場合には警察等との連携とはどの程度あったのでしょうか。

最後がアンケートについてですが、アンケート調査など学校の取組による発見が低いというお話でした。下の表で調査方法に記名式と無記名式とありますが、記名式が圧倒的で、無記名式が少なくなっています。記名式でやっておられる学校が多いということが、調査におけるいじめの発見が少ないことと関係しているのかという分析はされているのかを教えてください。

(事務局)

まず、1点目のスクールソーシャルワーカーにつきましては、現在来年度の予算計画段階ではっきりしたお答えはできませんが、少なくとも子どもには様々な背景がありまして、とりわけ暴力行為や不登校も小学校の低学年で増加していますことから、低学年の支援が重要であると考えております。このため、早い段階でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、しっかりと見立てをしながら、対応していくことが重要であると考えております。ただ、大きな課題はスクールソーシャルワーカーが現在11名であり、人材確保と人材育成が課題になっております。

2点目については通報件数についてはデータがなく即答できませんが、少なくとも小学校段階での警察との連携は少ない状況にあります。と言いますのは、以前からスクールポリスの話をいただいているところではありますが、ただ、早い段階で警察との連携は比較的实施している状況でありますし、必要に応じて連携をしている状況にあります。また、いじめでなく暴力行為についてはありますが、早い段階でアセスメントし、関

係機関と連携することで繰り返し暴力行為を行った子どもが改善している事例も何例も見られており、警察との連携は一定進んでいると考えています。また本調査委員会で教員の資質向上についてご意見いただきましたことから、本年度新しく生徒指導指導力向上研修を立ち上げました。そこで事例検討を中心に研修をしておりますが、その中で実際に警察の方を講師に招き、研修しましたところ、小学校の先生方にとってやはり警察との連携はハードルが高いという実態がありましたので、こういった点は今後推進していく必要があると考えております。

3点目については、十分分析はできていません。ただ記名式はストレスチェックにおいて、また無記名式はいじめの早期発見に効果があり、このように目的によって使い分ける必要があると考えております。

(委員)

児童生徒の記名式への抵抗感が大きいのであれば、もう一度アンケート調査について検討していかなければならないのではないかと思います。

(委員)

意見が2点と質問が1点あります。まず1点目ですが、いじめの認知件数に関してです。いじめの認知件数は必ずしも実態を表していないのではないかとというのが、自然にわいてくる疑問です。認知件数は教師の判断が入っていますので、そのバイアスをなくす工夫が必要だと思えます。具体的にどうしたらいいかということですが、例えば後で出てくるアンケートを工夫していじめの検出の精度をあげることができるのではないかと考えます。アンケートの選択式のものと記述式のものサンプルで上がっていますが、例えば選択式のものでスコアを出して量的な分析をし、記述式のもので内容の質的な分析をするということも考えられます。

2点目ですが、いじめの対策についてですが、対策というからにはもう少し具体的なことまで書き込んでいった方がいいと思えます。指針とか理念やスローガンも大事ですが、もう少し具体的な有効策を書き出していく必要があると考えます。例えば「小学校の時に社会規範をきちんと子どもに教える」とか書くべきではないかと思います。

3点目は滋賀県いじめ問題生徒会サミットで子どもたちがあげた「いじめをなくす三か条」で、子どもが自発的に言い出したのか、どんなプロセスでできたのかを聞かせてもらいたいと思えます。

(事務局)

認知件数は委員のおっしゃる通りであります。教師が捉えた認知件数で、実は全国で昨年度都道府県による認知件数の差は、多いところと少ないところで80倍ぐらいありまして、本年も30倍の違いがありました。多いところは県で統一した様式を使ったものと聞いております。これにつきましては、どういうアンケートをすべきか、目的等も考えて検討していかなければならないと考えています。今日もこの後ご審議いただきますが、ご意見いただければと思っております。

2点目の具体的な対策につきましては、どうしてもこうした公表データは抽象的なものになりますが、具体的に示したものを我々が様々な機会伝えていきたいと考えております。規範意識のご指摘がありましたが、この段階の規範意識はしつけも含めて小学校の低学年でもしっかりしていなければならぬと考えており、学校等にしっかり伝えていきたいと考えております。

3点目につきましては、昨年度も大学の先生にコーディネートしていただいているの

ですが、その先生のお力もあり、まさしく子どもたちが話し合い、自分たちで決定したもので、決して誘導されたようなものではありません。私自身も、この子どもたちの力や発想に驚きを覚えたところであります。

(委員)

この調査データを見ての感想ですが、平成 22 年度及び平成 23 年度では、滋賀県は 1000 人に 1 人の発見で、全国では 4～5 人ということでした。これが平成 25 年度以降 1000 人に 1 人から桁が一つ上がって 100 人に 1 人程度になっています。この差だけ見ても、大きくデータが変化していると言えるかと思います。全国のデータで 50 人に 1 人程度になっており、いずれにしても 100 人に 1 人ないし 50 人に 1 人を把握するためのデータになるかと思っています。認知学校数の割合についても、平成 22 年、23 年は 30% を切っている状態で、この時から大きく変化しているデータになっているかと思っています。全国と滋賀県のデータは違うにしても、50 人に 1 人から 100 人に 1 人程度取りましようというデータであることは一致しています。100 人に 1 人レベルの子どもは心配して見る必要があるかと思っています。100 人に 1 人のお子さんを発見できるかどうかは大きいことです。例えば 3 校あったとして学校からの報告が 0 件、0 件、3 件の場合平均が 1 件となりますが、3 件の学校はいいですが、残りの 2 校は全く上がっていないので、実は 0 件のデータが怖いと言えます。もう少し抽出をしっかりできて、10% ぐらいの抽出ができるようなデータになると、0 件のところも 2 件か 3 件のデータが出てくると予想できます。つまり、これは「発見しましょう」でなく、これは「起きてはならない」、「1 人でも起こってはいけない」ものであって「どう抽出する」ということが重要であるかと思えます。

次にいじめの態様で、確かに 25 年度から 26 年度にかけて「冷やかす・からかい」などの軽微なところは増えているのですが、見ていくと「金品をたかられる」や「もの隠し」「嫌なこと・危険なことをさせられる」が減っているが、果たして改善されているからデータが減っているのかどうかは吟味しておく必要があるかと思っています。中学校のデータについても、「嫌なこと・危険なことをさせられる」の認知件数は増えているが、構成比は減少している。「パソコン・携帯電話での誹謗中傷」は認知件数も構成比も減少し、小学校も減っています。小学校の「もの隠し」や「いやなことをさせられる」の件数は増加しており、これらに対応の効果なのか、状況に変化がないのかを吟味する必要があります。私の希望はさらに改善していくためには詳しく細かいところまで丁寧に対応できるデータが作れないかと言うことです。つまり、「冷やかす・からかい」というレベルは取れるけれども、「物を壊される」「いやなことをされる」ということが十把一絡げでなく、そのことについての程度、軽微な「壊される」ことか、非常に破壊的、重大な破壊とは大きく違うかと思っています。軽微なところが増えてくる傾向があるのでしたら、「物壊し」や「いやなことをさせられる」のもっと小さな項目を作ればもっと丁寧なデータができるのではないかと思っています。重大案件だけを把握しようとして、記名アンケートにすると、「書いたことについて質問されるだろう」などと後のことを考えて、「ない」と書いてしまいます。そう書いておけば子どもたちの負担はないわけです。当初 1 回目については、子どもたちはイメージができないのであまり考えずに書くかもしれませんが、年 3 回もやり、しかも学年が変わって来年もやるとなると、子どもたちには構えがついてしまいます。このあたりのデータの正確さとか意味というところの難しさがあり、子どもたちにとっての「慣れ」のようなことが含まれてしまうのではないかと少し思います。

以上が感想で、次は質問ですが、「教職員が発見すること」と「教職員以外が発見すること」がありますが、どんな状況かと想像した時に、いじめている状況を先生が見つ

けることは先生が発見したことになると思います。その時に、その現場で、ある生徒が「他の生徒がいじめられている」と先に言ったら、これは児童生徒からの情報になるのか、子どもたちが泣き叫んでいるのを見れば先生が発見したことになるのか、「いじめないで」と言っている時に発見したら、本人が訴えていることになるのか、学校の数値を出す基準は、どの程度明確になっているのか教えていただきたい。

#### (事務局)

先に2点ご指摘いただいた点については非常にありがたいもので、調査は調査自体が目的ではありません。つまり、なぜ認知件数を把握するのかと言いますと、一つは重大なものを早く把握すること、もう一つは子どもたちがどのような悩みを抱えているかを把握することという目的を明確にしないと、認知件数が増えた、減っただけではいけないと考えており、アンケートについても同様であると思っています。態様につきましても国の項目に従ったデータではありますが、我々もその目的等もはっきり理解しながら、対応していかないといけないと考えています。

ご指摘いただいた点につきましては、構成比は相対的なもので、構成比が減少していても件数が増加しているものもあり、割合が減ったことと実態とは異なるものでありますことから、より丁寧に見ていかなければならないと考えています。

最後にご質問いただいた「発見のきっかけ」につきましては、教師側の捉えの中で報告いただいたものであります。複数回答ではありませんので、学校が1つ判断しているものであります。

#### (委員)

心理学・教育学を担当しております。事務局から非常にわかりやすい説明をいただきありがとうございます。1点目は、いじめの認知件数についてですが、国の方も同様だと思っておりますが、やはり思春期の子どもたちへの対応は非常に大事ではないかと思えます。特に心のエネルギーをコントロールしにくい時代であると思えますので、そういった思春期の入り口、小学校高学年からの不安定さや思春期の攻撃性をどんなふう健全な方向にベクトルを向かせていかなせるのかといった教育・予防教育が非常に重要でないかと思えます。

2点目は、未然防止、予防教育の大切さを痛感します。学級経営力を先生方に高めていただいたり、教職員の研修、あるいは子どもたちの正義感、共感性、思いやりの心を学校、家庭、地域でどうやって育てていくのが非常にポイントだと思います。

3点目は、高等学校でパソコンや携帯電話での誹謗中傷が特徴としてあげていただいたが、こうしたSNSを使ったいじめは非常に見えにくいので、この数値が果たしてその通りなのかを含めて、恐らく我々大人は後追いになっていると思えます。子どもたちが先に行っており、これに対して専門家を招いての講演、情報リテラシーの指導をしたる予防教育が大切だと感じます。

4点目に、アンケートについて委員の方から記名式・無記名式の話がありましたが、私自身もいじめに関するアンケートを作ったりしていますが、実は記名式であっても用紙を二つ折りして見えにくくするといった配慮も大事です。開いたままですと、自分が「いじめがある」というところに○をしたのが見られてしまい、「あいついじめがあることを申告したぞ」とか、また自由記述欄に記述していると、「あいつ自由記述欄書いているぞ」ということがあります。自由記述欄がありますと「最近感じていることを全員2行書きなさい」と言う中で、いじめの早期発見に結びついたことがありますので、そういうことも大事だと思います。

次に「個別面談」、「個人ノート」、「生活ノート」、「家庭訪問」を滋賀県は非常にしつ

かりされております。すばらしいです。非常に先生方はお忙しい中、教育委員会のご指導をいただいてきめ細かく対応されているのが滋賀県です。そういったうまくいった事例、よく事例研ではうまくいかなかった事例が取り上げることが多いのですが、うまくいった事例研を蓄積して、それをモデルにして教育現場に広げていくことが大事でないかと思えます。

最後に、今私は犯罪被害者支援の会を岡山県警と連携しながら、犯罪被害者のご遺族の方にご講演いただき、小学生・中学生・高校生に聞かせるという活動をさせていただいています。犯罪被害者の方のメッセージを子どもたちに伝えたりすると、児童会・生徒会の充実こそが、いじめ防止に非常に効果的ではないかと強く思っています。

(委員長)

皆さんにも考えていただきたいということであえて発言させていただきますが、委員からもご意見があったところですが、いじめの認知件数についてであります。学校においていじめがこれだけしかありませんという話ではありません。教師が把握できた、学校が把握できた件数が、この件数だということでもあります。ですから平成 22 年度 215 件ですが、平成 26 年度は 1497 件とかなり増えているという理解は恐らく誤りです。もともとあったものです。それを学校が意識して発見して、数値になっていることを忘れてはいけないと思えます。これ以外にもたくさんあるかもしれません。私たちはいじめの対策を立てなければならぬ時に、この数値からいじめが激増しているから何とかしなければならぬというような誤った捉え方はしてはいけないと思えます。同じく、各項目ごとの認知件数も、どこまで実態を把握できているのかどうか、あるいは「冷やかし・からかい」がたくさん増えているので、これについて優先的に対策を立てなければならぬのかということ、これもまた違うのではないかと思えます。やはり、「金品をたかられる」「ひどく叩かれる、蹴られる」というような重大ないじめはなくしていかなくてはならないと思えます。これらをしっかりと認知し、なおかつ直していけるという対策を立てていかなければならないと思えます。ただ、「冷やかし・からかい」の中にいじめの芽があることもきっちりと認識して対応していかなければならないと思いました。

あとは全国統計ですので、どうしても項目は同じであります。滋賀県だけ変えるというわけにはいかないのです、このあたりは県に対しても文科省に対しても確認しながら、より適切な指標などがあれば提言をして言っていただければと思えます。データから打てる対策を立てるべしと言うまでの結論が出せる段階ではないのかと思えますが、ただヒントはこの中に隠されていると思えますので、今後もしっかり見ながら意見交換していければと考えています。

## ○議題（２） いじめの事実確認・調査の在り方について

(委員長)

では、続きまして議題 2 のいじめの事実確認、調査マニュアルについてでございます。本年度第 1 回調査委員会において、学校の教員の不安や負担を減らし、いじめられた児童生徒の最善の利益につながるようないじめの調査マニュアル、これまでは対応マニュアルはありましたが、いじめをいざ発見した場合にどうやって調査するのかというマニュアルがなかったのです、これを作成する必要があるのではないかという意見が出されました。

この意見を受けて、事務局の方で 7 ページ資料 2 の「いじめの調査（事実確認）マニュアル（案）」を作成していただきました。それでは、事務局より内容につきご説明をお願い

します。

(事務局)

7ページの「いじめの調査(事実確認)マニュアル(案)」をご覧ください。これはいじめの認知・訴え・うわさ、あるいはアンケート等によって訴え等があった場合に、どのような手順で、どのようなことに留意して調査・事実確認を行えばいいのかを示させていただいたものです。重大事態が発生した場合には、学校主体で調査を行うのか、調査委員会で図らせていただいて調査を行っていただくのかによって、手順や留意事項等が異なりますので、今回のマニュアルは、あくまで通常、学校等でいじめの訴えがあった場合に、どのような調査で進めていけばいいのかという初期対応としてのものであるとお考えいただければと思います。それでは簡単に説明します。いじめの訴えや疑い等を見つけた場合には、まず学校においては、いじめ等の対策における組織、いわゆる「いじめ対策委員会」を開催して、どのような形で調査を進めていくのかを打合せをすることが大事であります。現時点で教員が把握している情報は何かを持ち寄ってまず確認をする。

そして2つ目の「調査の方向性を確認する」ということで、現時点の事実を確認した上で調査の方向性を確認していくということです。ポイントといたしましては、資料にありますように「今後確認すべき、また明らかにされていない事実・情報は何か」を確認していくこととなります。2番目の「被害児童生徒・保護者の意向は何か」を確認していくこと、どこまで調査を望まれているかを確認していくことが重要であります。いじめ事案のアンケート調査を実施していく場合には、いつ、どのような形で実施するのか。被害児童生徒に再度聞き取りを行う場合には、負担等も考えて、いつ、どのような形で行うのかを検討して実施していくことが重要であります。次のページにあるように、いじめを行った加害児童生徒が特定していれば、加害児童生徒の聞き取りはいつ、どのような形で行うのか、あるいは周りの子どもで見ていた、聞いていた子どもたちにどのような形で聞いていくのかを決めていくということでもあります。

これらが決まった段階で、2の「児童生徒を対象とした調査を実施する」であります。アンケート調査を実施する際のポイントを書き上げさせていただきました。特にアンケートを実施する場合にも、被害の児童生徒や保護者に事前に説明して意向を聞いて進めていく。アンケート調査実施前には、アンケートを協力してくれる児童生徒に対して、必要に応じて目的や、場合によっては被害の児童生徒や保護者にも調査結果を提供する可能性があることも説明した上で実施することとなります。アンケートが終わった後は被害の児童生徒や保護者に個人情報のことも配慮しながら伝えることとなります。児童生徒の聞き取りを行う場合にも、聴き取りの内容、方法は被害の児童生徒や保護者に事前に意向を聞いておくこととなります。聞き取りを行った後の情報についても被害の児童生徒・保護者に伝えていく。ただし、誰から聞いたかといった個人情報につきましては配慮することとなります。

次のページの聞き取りを行う際の留意点ではありますが、参考文献にありますように司法面接等の聴き取り方の留意事項等を参考にさせていただきながら、聞き取りをする際に留意すべきことをあげさせていただきました。次のページも、同じく、例えば「自分がやったこと」「自分がされたこと」「自分が目撃したこと」「自分が聴いたこと」「自分が考えたこと思ったこと」を分けて記録していくことも重要であると考えています。また、被害の児童生徒、加害の児童生徒、周りの児童生徒、それぞれの子どもたちに聞き取りする際の、特に留意すべき事項としてあげさせていただきました。最終的にご意見いただきました上で、できましたら本県では学校におけるいじめ対策の取組マニュアルとして「ストップいじめアクションプラン」を作成していますので、それにつける形で、いじめを調査する場合の留意することとして入れさせていただきたいと考えていますので、ご意見をよろしくお願いします。

(委員長)

では、委員の方からご意見をいただきたいと思います。

(委員)

なかなか細かいところ書きにくいことが多々ある中で、いろいろな資料を集めていただいてまとめていただいたことに感謝申し上げます。どうしても被害児童生徒を守りながら調査していくことが重要であると考えます。加害の児童生徒とみなされる子どもに対する聞き取り調査が重要ではないかと思えます。なかなか自分の行為そのものがいじめであるという強い意識を持ちにくい生徒が多いのではないかということを考えますと、いきなり相手の人権の問題や自分のやった行為についての反省などを求めて理解させることが非常に難しいと思えます。そのことを長い目で支援していくという姿勢で、聞き取り、その後のフォローを、特に加害児童生徒についても被害児童生徒と同等の、更にはもっと手厚い支援が必要な場合があると思えます。そういった取組が必要であるということが弱いと思えます。ただ、それを書くことで被害児童生徒を軽視したというように見なされる心配もありますので、見かけ上の解決というよりもその子の自立やいじめも再発させないという取組を考えた中において、被害児童生徒の聞き取りシートをもう少し丁寧なものに作っていただければありがたいという要望です。

(委員長)

要望として承ります。

(委員)

いじめ調査マニュアル案を作ってくださいありがとうございます。こういうマニュアル案は作成が非常に難しい。取りかかるというハードルが非常に高いというのは私も経験がありまして、このように紙ですべてしまえば私たちはそれを見てチェックできるので、よくここまで作っていただいたと思えます。

自分がしたこと、自分がされたこと、自分が目撃したこと、自分が聞いたこと、自分が思ったことの中で、事実(FACT)はどこかといいますと、自分がされたことと自分が目撃したこと、自分が聞いたことの3つが事実(FACT)になると思えます。といいますのは、自分がしたことは自分が思ったからするというので、例えば「昨日トイレでA君がB君に殴られていた」というFACTがあるとして、これは自分がされたことや目撃したことですが、ここで自分が何をしたかという、「黙って見ていた」とか「逃げた」とかということになると思うのです。それをなぜしたかと言うと「自分も被害を受けるかもしれないから逃げた」とか「自分にはいじめた者を注意するスキルがなかった」とか、自分の考えと自分がしたことはセットになって出てくると思えます。

何を言いたいかという、状況説明で聴き取りシートの表を見ますと、相手の言動で「言ったこと、したこと」については見ただけなので事実で、「昨日トイレでA君がB君を殴っていた」とか「運動場の隅で蹴っていた」とか「教科書を隠した」とか「落書きした」とか、こういう事実については自分の感情を入れなくて子どもが客観的に述べることができます。その聴取をやることで事実関係が明確になる。加工されたり、ゆがんだりした事実ではなく、その子どもの記憶にある事実が確認できる。状況説明だけの別紙を作ってください必要がある。そして15事実が出たとすれば、それを「あとはないか」と確認して、1番目に戻って、「トイレでA君がB君を殴った」という事実の5W1Hを順に確認していく。ここまでは事実に基づくものなので、子どもたちが感情を入れたりしないで説明できる。

最後に自分が感じたこと、自分がしたことを聞く。これについては傍観者の子どもが多いので、自分自身を守るための発言が多くなる可能性があると思うのです。ここで子どもが自分は見ていたが助けられなかったという思いが出てくると、自分の気持ちを整理することが非常に大変なので、事実の認識が歪む可能性が出てくると思います。子どもに確認することで、子どもは自分の感情が高ぶってしまって事実について確認できなくなるので、自分がしたこと、思ったことへの質問は一番最後にして、場面の事実について先に確認できればと思います。子どもがしたことや思ったことを最後に聞けば、時間もかけられますし、子どもの気持ちが落ち着いてから聞くこともできます。このような手続きを明確に指示していただけないかと思います。

(委員)

これの対象は現場の先生ですか。

(事務局)

教員です。

(委員)

ポイントをまず最初に5つ挙げるなど、一気に読み切ろうと思えば、労力がいらいますので、いつでもこのマニュアルを、目にすることでイメージしやすくすることが必要だと思います。例えば事実確認は加害者と被害者は別々に聞き取りをするとか、同席すれば被害者は何も言えませんので、そういうポイントをいくつか挙げておくことが大事ではないかと思います。例えば「付加疑問文」といわれましても「何々ではないですよね」ということだと思うのですが、あるいは「閉ざされた質問」「開かれた質問」もある程度簡単に説明しておくとか、これがあればシュミレーションしてイメージできる状況を作ることが大事だと思います。「補強質問」も同じです。「ある証拠を増強する別の質問」が「補強証拠」のはずなのですが、言葉を理解しやすい、現場先生向けのイメージしやすいものがないと強く思いました。

(委員)

私は子どもの心理検査も取るのですが、心理検査の教科書に書かれているのは対面禁止です。つまりこちら側の表情のフィードバックを手掛かりにして子どもが応答してしまうので、教師が表情で生徒に同意をしたり、表情が和らがないで緊張したり、その表情自体が子どもへの評価になってしまうので、原則は横座りです。表情のフィードバックがないように明確に座る位置から変えていただいた方が現場として分かりやすいと思います。

(委員)

言いかけるときがありませんが、被害者側も加害者側も同じシートであるよりも、それぞれに応じてやはりシチュエーション、持っていく方や聞く順番などスタイルを変えていくべきではないかと思います。たとえ、加害者側も被害者側も聴き取りシートが同じであっても、聞く方は順番を変えていくとか、何から聞き始めるのか。これは一般のいじめ発見のアンケートではありませんので、事実を聞きたいのですが、ここを先走ってしまうとなかなか事実確認ができない。特に加害者側は反発してきますので、十分に配慮していくことが大事であり、これから肉付けしていただくとよりよいシートになっていくと思います。また、重要なことはたくさん書いているのですが、だらだらと箇条書きになっていますので、もう少し見やすいスタイルに、コンパクトにまとめ直しま

すとさらに読みやすい、使いやすくなり、これにフローチャートをつけるなど工夫していただけるとありがたいと思います。そこに、何かできる作業があればお手伝いさせていただきます。

(委員長)

シート1枚で集約できるものを作っていただけたということがありがたいと思います。聞き漏らしがない、あるいは自分たちがどこまで把握しているのかを一覧し、情報共有できることがいいところだと思います。後は具体的にどういう聞き方をすればいいのかなどの技術論は、まだまだ検討の余地があるのではと思います。とりあえず現場におろす時に今のままでおろせるのかという観点から言うと、誤解を与えたりするところがないのかと思います。例えばアンケート調査を実施する場がいきなり出てきたりするので、重大事態は別と書いてありますが、どのあたりのいじめについて実施するのか。認知したいじめの全てにアンケート調査を実施するわけにはいきませんので、例えば必要があればアンケート調査を実施するといった位置づけでいいと思います。聴き取りですので、学校の先生の力量を上げないといけません。生徒が言っていることを本当に正確に書いていかなければいけません。子どもですので、大人と違って言葉も違うかもしれません。そこを要約していったりすると正確な事実の調査ができなくなります。あるいはスピードが大切だと思います。いじめを発見したら、間をおかず、すぐさまやっつけていかないと、日が経てばたつほど記憶が薄らいでいったりして正確な聴取ができないと思います。今直ちにマニュアルのどこを直すのかということは言いかねるのですが、もう少し皆さんで検討していきたいと考えています。

### ○議題（3） いじめに係るアンケート調査の在り方について

(委員長)

続きまして、議題（3）に移らせていただきます。「いじめに係るアンケート調査の在り方」についてでございます。このことにつきましては、既に本年度第1回と第2回調査委員会において、14ページ資料3にあります「平成26年6月に県教育委員会が示したいじめに係るアンケート調査のひな形」に基づいてご議論いただいております。その中で、児童生徒にとって自分たちにどのようなメリットがあり、どのような支援がされるのかが分かるようなアンケートで、「いじめの発見、抑止効果、ストレスチェック、カウンセリング効果」というねらいをもったアンケートにする必要があるのではないかという意見が出されました。かなり欲張った意見ではございますが、アンケートを実施するにあたって「自分自身も守らなければならない」や「あなたを守りたい」というメッセージを発信したり、答えやすいように選択肢を4つに増やしたりすることなどのご提言がありました。第2回調査委員会では、先ほどの「ひな形」の活用状況やニーズを調査（聴き取り）するなどして、改善点を考えていきたいということでした。そこで事務局から活用状況等についてご説明をいただければと思います。

(事務局)

資料にはつけておりませんが、本年10月にすべての県立学校と一部の公立小・中学校を対象に「平成26年6月に県教育委員会が示したいじめに係るアンケート調査のひな形」の活用状況やニーズ等の調査・聴き取りをしたところ、「従来から使用しているアンケートがあるので経年比較したい」や「児童生徒の発達段階や学校・児童生徒の実情に合わせた質問項目を増やしたい」等の理由で、ひな形は参考にしているものの、そのままの形で実施

していると回答している学校の割合は少ないという結果が出てまいりました。ただ、事務局としましては、さらに学校に周知して活用してもらえるよう、「平成 26 年 6 月に県教育委員会が示したいじめに係るアンケート調査のひな形」を基に、より良いものに改善していきたいと考えていますので、委員の方々には改善のための視点・ポイントについてご意見をいただければと思っています。よろしくお願いします。

(委員長)

委員の方で 21 ページの資料 3 で、アンケートの案を考えていただいておりますので、ご説明よろしくお願いします。

(委員)

これまでのいじめのアンケートが、いじめの発見ということに特化したアンケートだと思います。子どもがいじめについて答えるという覚悟をもって答えるものになっていると思います。その前提として、子どもたちがアンケートをする時に、アンケートを行うことで自分にとってメリットがある、そのことによって学校の中で勉強しやすくなる、生活しやすくなるという状況が必要だと思います。アンケートは、やはりアセスメントの側面がありますので、子どもたちのストレス状況や問題状況についてのアセスメントといったものに言い換えたいと思います。その材料を通して教員が子どものことをよく理解し、それについてのリアクションをする、そのデータ・材料を通して生徒と教員がコミュニケーションができるということになると思います。

調査項目を読んでいきますと、これをもとに市町の先生方がつけられますと、県教育委員会が何を考えて、どうしたいのかが本当によくわかるアンケートだと思います。このアンケートを先生方がつけることで、このアンケートをどう理解し、どう改善する視点が必要なのかということで、相互のコミュニケーションができるアンケートだと思います。実はアンケートを実施することを通じ研修効果があり、教育効果を実は持っていたということになると思います。そのような視点でアンケートが作れないかということで案を作りました。これをやってくださいというものではありません。こういう視点を持って改善していこう、また考えてというプロセスのところが重要になるのではないかと思います。

時期、タイミングがいいと思うのですが、大人のストレスチェックの法案が通って、大企業で 12 月から体の検診と同じように心の検診が法制化され、スタートします。児童生徒だけがやるのではなく、実はお父さんもお母さんも会社勤めしていたらやるということで、抵抗感もなくやれる時代に入っているのではないかと思います。つまり、自分たちの心も心配してもらっているという流れの中でやっていければと思います。ここで、大人のメンタルヘルスの考え方を含めて、一次予防のアンケート、これはストレスチェックおよびいじめの発見の一次予防に対応する。いじめの問題解決のための生徒への指導とカウンセリングが二次予防になる。三次予防は、いじめが起きたときのいじめ事案の調査、それとサバイバルギルドを持っているであろう子どもたち、自分は被害を受けなかったけれども助けられなかったという罪悪感をもっている子どもたちへのストレスケアといったようなレベルになるのだらうと思います。

アンケートをすることで生徒自身のセルフケアができ、答えることで、例えば設問にもありますように「あなたは得意なことや自慢できることがありますか」として、自慢できることがあると、また「あなたは自分のことが好きですか」で自分のことをどう認識しているのかということ振り返る。また、「あなたはクラスみんなが好きですか」で考えたくないことを見るかもしれませんが、考える機会になります。「クラスの人間関係、雰囲気はどうですか」で答えること、セルフケアになっている。いじめの発見だ

けだと考える幅が狭くて、答えが広がらないのですが、説明を広げることで自分の体のこと、友だちのこと、先生のことを考え、振り返る機会やセルフケアになる。これを片寄らないで多面的にということで、「生理的・心理的・社会的」と視点を挙げています。これはアンケートに書くわけではないですが、案を作る際に幅広く作るためにどれぐらいのウェイトになるか示しました。あと組織的ケアですが、公的データは概ね1%から2%だと思いますが、いじめの可能性、中度リスクは10%程度だと思います。これはいじめだけでなく、問題行動などのリスクは10%ぐらいが非常に多いわけです。可能性のリスクをこのあたりまで見ることができれば、組織として、学校運営上としての二次予防につなげられやすいと考えます。10%ぐらいのところを見ていれば、これまで0だったところも1か2のチェックが入ってくるかという利点もあるかと思います。

アンケートの設問については先ほど言った通りです。

4番目の集計については、まず量的な分析です。主観的分析するよりも点数化をして量的に表す。項目でも具体的にいじめがチェックされているところについては、1つでも指導、カウンセリングの検討をされてはどうかと思います。私が言っている指導・カウンセリングは1年続けるといったものではなく、1回、2回を行うことが非常に重要だと思います。子どもがケアをされている、つまりマイナスでなくプラスの関わりをされたというところが少しでも見えると、子どもたちはやはり大切にされているという気持ちを持つことになります。

実際の設問については先ほども申し上げたところの他に、「クラスの中であなたの意見が言えていますか」といった参加度であるとか、「食欲がなく眠れない」といった身体愁訴と、ひどく疲れてという体の「疲労感」、心理的に気が張りつめているかという「不安感」、気分がすぐれなくて何もする気が起こらない「抑うつ感」をチェックします。全般的に学校に来たくないという総合的なストレス度をつけられたら、やはりストレスがあると言えます。⑫以後は具体的な被害で、⑫番は「もの」で自分の持ち物がなくなったり、壊されたり。⑬番は暴力、体に対する乱暴。⑭番が心理的ないじめ。⑮番が人に対するいじめの認知。⑯番以下がソーシャルサポートです。どのような支援があるのかということで、友だちの支援と担任の支援と担任以外の支援というものです。つまり、友だちがあるかどうかということではなく、自分が話せる人がいるとか、友だちでなくても自分が話せば聞いてくれる人がいる、話せるかということの方が、友だちがいるかどうかより重要になってくると思います。

(委員長)

事務局のご説明及び委員のご説明に対してご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(委員)

20 ページの「友だちを守ろうアンケート」をする前のメッセージに関してですが、子どもがアンケートを答えることに対する抵抗感を少なくして、答えやすくするための工夫をうまくしておられると思いますが、プラスアルファの内容として、29 ページの「いじめを防止するヒント」にある、子どもが報告することをためらう原因として、「自分まで巻き込まれるのが怖い」とか「状況が悪化するのが怖い」などの理由に加えてさらに2つの問題があると言われていました。その1つが「いじめなのかいじめでない、よくある友だち同士の争いなのかわからない」こと、もう1つは「ちくりをしたくない」との心理が働くことというのがあります。それに対する回答が下書いてあるのですが、「いじめといじめでない」、「よくある友だち同士の争い」との違いは、いじめは、力のあるところに起こる、いじめの加害者は被害者に共感しない、いじめの加害者は、問題

の解決に努力しないなど。それから、報告とちくりの違いは、ちくりは自分が何か得をしようとするが、報告は真実を伝える。ちくりは誰かを陥れようとするが、報告はみんなの安全を守るためという明確な回答が書いてありますので、こういうこともメッセージに加えていただければよりよいかと思います。

(委員長)

事務局はいかかですか。

(事務局)

大変参考になりました。

(委員)

良いアンケート調査を出していただき大変参考になり、感心させていただきました。今事務局で作られているアンケート調査の項目についても、事前のメッセージなどよく考えた文面になっているなどと思い、もう少し付け加えてもいいというご意見も参考にさせてもらえるのかと感じました。

子どもの虐待の場合も何でもそうですが、自分が書き込んで提出した後どうなっていくのかが見えていない、あるいは虐待を発見して通告した場合にそれがどうなっていくか非常に不安が高いことが大きな原因で虐待を見逃しているとか、いじめを見ても見逃していくといった心理的なものがあると思います。一番大きいのは、子どもたちにその辺りが見えない、枠組みが見えないことが大きな要因でないかと思います。そこで、抵抗感をなくしていくというところで、文章で書きくわえて充実していくこと、見える形のものへとメッセージを加えていく必要があるかと思います。当然一番下に書いてあるように普段から子どもたちとの信頼関係をどのように作っていくのか。言葉では信頼関係が大事と先生方はご存知ですけれども、それを生徒に見える形とは何なのか。その辺も見せていかないと、この2つのことを子どもたちに分かる、目に見える、そういう形で示して、地道な積み上げをしていくことが、このアンケートをさらに生かしていける要因につながるのではないかと思いますので、さらにご検討いただければと思います。

(委員長)

事務局の方は、県教委が示したひな形をそのままを使っているところは少ないが、参考としての価値はあると見ておられるのではないかと思います。その意味では委員の視点をきちっと現場に伝わるようにサンプルをつけていくことが重要なことではないかと思います。その結果、県教委が示したアンケートをそのまま使う、使わないかはともかくとして、どういうところを各学校においてもポイントに、あるいはこういった視点からアンケート調査を行うのが望ましいということが伝わればいいのではないかと思います。各学校、各現場の経年変化を見たいとかのニーズがあるようで、すぐさまやるように押し付けることも県教委の立場としてはいかないのかと思いましたが、今アンケートがこういった形で利用されるべきではなかろうかとメッセージが伝わるようなものであればいいのかと思います。委員には調査項目まで作っていただきまして本当に大変だったと思います。

それでは、県教委としましては今後アンケートを学校現場にどのように伝えていくのか、あるいはこの問題をどのように対応していこうと考えていますか。

(事務局)

基本的に昨年アンケートを実施していじめの報告がなかった状況で、いじめの重大な事案が発生したという反省から、いじめを発見するためだけのアンケートでなく、子どもたちの悩みや不安を把握しようといったストレスチェックを含めながら、より広くと考えて作成したのがこのアンケートであります。この中の発想や項目、観点といったものを大事にしていきたいと考えています。ただ、課題といたしましては発達段階による利用の違いがありますし、我々のメッセージも弱かったのではないかと反省しています。しかし、非常にありがたかったことは、アンケートをしていただくことで、我々の先生方へのメッセージにもなりますし、子どもへのメッセージにもなります。項目は今後どうするか検討していきますが、いただいた点を組み入れながら検討していきたいと考えておりますので、引き続きご意見等いただければと思います。

#### ○議題（４） いじめ問題に係る学校と関係機関との連携の在り方について

（委員長）

では、続きまして、議題４「いじめ問題に係る学校と関係機関（警察、小学校・中学校・高等学校等）との連携の在り方について」、これにつきましては第２回調査委員会で、いじめの背景を見据えて、いじめの被害児童生徒の支援だけでなく、加害児童生徒への効果的な指導・支援を行っていくためには、小学校から児童生徒の発達段階に応じた関係機関との連携が重要であり、連携できる関係機関を整理したうえで、連携が進むよう県教育委員会が学校・教員に啓発していくことが重要であることを確認しました。また、保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携の重要性もご指摘があったところです。これらを踏まえて、まず、関係機関との連携、特に警察との連携につきまして事務局の方からご説明をお願いします。

（事務局）

32ページをご覧ください。ここには現在、県教育委員会が実施しております「生徒指導緊急特別対応事業」で、警察OBの方が４名が２チームに分かれて、湖北・湖東を回るチームと、湖西・湖南を回るチームで小、中、高、特別支援学校に行っています。大きくは要請訪問という形で、全ての学校には原則年１回は回り、特に課題の大きい学校には何度も足を運んでいただいております。特に警察連携というところで所轄とも連携が進むように、警察署にも行き、学校にも行ってもらう中での取組をいただいております。小学校の低学年や中学校の暴力行為が増加している状況の中で、資料に示しましたように生徒指導緊急特別指導員が中に入ってくださいることによって、うまく解決できたという事例が何件もあり、一部を記載しております。

学校と警察の連絡制度ということで、学校と警察の間で子どもたちの健全育成のために連携をしており、何か学校で困り事があれば警察に相談して、警察で指導された子どもたちにも、学校と警察が一緒になって子どもたちの支援を進めさせていただいているところであります。全国的に見ても、暴力やいじめについて警察の方が関わっていただいている、あるいは連絡制度によって解決を見たというケースが多いのではないかと考えています。

今警察との連携について現状をご説明させていただきましたが、さらに学校と警察のよりよい効果的な連携が進むよう、現状を改善するための視点やポイントなどをお示しいただければと思います。

（委員長）

今の事務局からの説明を受けまして、24 ページ以下「資料３スクールポリス」につ

いて資料をご提供いただいております委員から概略をご説明いただければと思います。

(委員)

有効ないじめ対策をするためにはエビデンスに基づいた対策が必要だということを一貫して申し上げているのですが、最もエビデンスレベルが高いと思われるのが、スクールポリスの制度であると考えています。とはいえ、学校に警察を入れるとなると難色を示される人が多いという現実がありまして、どうしてそうなるのかと言いますと、簡単に言えば「根拠のない不安」だと思えます。どうしてそういう不安が起こるかと言いますと、これは知識不足だと思えます。知識を持つことで根拠のない不安を払拭できると考えます。専門知識というのは専門家だけが持っているのではなく、一般の方も含めてみんなで共有するのが大事かと考えます。そうすることで社会全体の底上げができて、社会の自浄作用が高まって、そうすれば学校の負担も軽減するというよい循環になっていくのではないかと思います。

毎年、学校保健委員会がありまして、どこかの小学校や中学校で精神保健に関する話をするのですが、その中で最後にいじめの話をさせていただいて、いじめについて深い話をされることに学校が難色を示すような感じがあります。これに対して保護者の方は、「学校保健委員会とは保護者とか校医さんなどが来られるわけですが、もっといろいろ教えて欲しかった」とアンケートでおっしゃられますので、やはりみんな知りたいと思っているのです。学校を聖域化することの弊害が今までであったのではないかと個人的には思っています。だからそういう一般の方、保護者とかを含めてもっと知識を持ってもらうことで、スクールポリスの導入もスムーズにいくのではないのかと思います。世論を高めることで、世論も追い風になりますし、すべてがうまくいくのではないかと思います。ただ、何もない状態から一から作っていく作業が必要になりますので、現行の制度でできることとできないことがありますから、ないものねだりはできませんので、現行の制度で可能なことからやっていくことが、まずすべきことだと思います。

具体的にはやはり警察関係の方と定期的に話し合いの場を持つことがまず必要かと思えます。こうして、この委員会で違う職種の人が集まり話すことで、見えないことも見えてくることを皆さん感じておられると思いますが、警察には警察しかないノウハウと言うものがあると思います。一例をあげると、全ての人間が良心や共感性を持っているわけではないという現実があります。これは精神医学的にはゆるぎない事実です。ただ、良心や共感性を持たない人と最も多く接しているのが警察関係者ではないかと思えます。学校の先生方はほとんど善良な子どもたちを相手にしていて、中には悪い子どもいますが、でも悪い子どもはよい子という前提がありますから、そこはどうかと思いますが、警察関係者が入って話し合いをすることで、今まで見えなかったことも、見えてきますし、顔の見える関係ができるということは大きいと思います。連携、連携と言いましても、何かあった時に連携するだけでなく、普段から顔の見える関係をつくることによって、頼みごともしやすくなると思いますし、システムを作っていく時も警察のノウハウがいると思います。

スクールポリスをやるといってもやはり人材がいります。人材が足りないのに事業だけ拡大するのは現実味がなく、アメリカのニューヨークでジュリアーニ市長が少年犯罪の厳罰化をやったことを資料に書かせてもらっているのですが、その時警察官をかなり増員しているのです。そこまでは難しいとは思いますが、どの程度のことをやるのかによって増員する警察官の量とかも決まってくると思うので、そういう話も含めて警察の方を入れて話し合いをする場をもつことが大事であると思います。

(委員長)

ただいまの委員のご説明と、先ほどの事務局の説明を踏まえて何かご意見やご質問がございましたらいかがでしょうか。

(委員)

委員のおっしゃるように「根拠のない不安」という部分が大きいのかもわかりませんが、学校現場では、どうしても目の前で弁護士の先生や警察官の方の力に流されないと言う方もおられると思いますが、流されやすいというところがあるような気がします。それが「根拠のない不安」であると言えばそうかもしれません。ただ、恐らく子どもを抱えている現場としては、やはりどの子どもたちの安全を守っていききたい、その子の生活を守っていききたいという思いをもっておられると思います。たぶん学校現場では被害児童の安全を守っていくということで、特に警察の力をお借りしているというところは当然ということで受け入れておられて、生徒指導緊急特別対応事業の専任の警察OBの方との連携で事案に対して対応されていることと思います。

スクールポリスの制度はよい制度ではあると思いますが、実際どのような重大事案に対して警察官の方が動いていかれるのか、そこで学校は警察関係の方と対等な関係で、しっかり連携ができるのか。現場の人としては力関係の中で不安に流されやすいというところで、いわゆる子どもを守って被害児童生徒を守るところから、手っ取り早く加害児童の行動を規制していくという短絡的なものにつながっていかないかといった不安を持っておられるとするならば、早急に不安を払拭していく作業が事前に必要ではないかと思います。ですから、やはり実際の連携の事例を重ねていく中で、話し合いももちろんですが、相互の共通理解や信頼関係を作っていけば、スクールポリスの制度が定着していくのではないかと思います。たちまちは、どのような良い関係で連携していけるのか。まずは実績を積んでみて、どこに課題があるのか。今委員のおっしゃるように「根拠のない不安」であったのか。その時には、不安を払拭していく取組を事前にしっかりしておく必要があるのではないかと考えます。

(委員長)

このあたりについて、事務局はどのように考えておられますか。学校現場には、警察を学校に入れることに対する「根拠のない不安」があるというようなことについて、どのように認識されていますか。

(事務局)

1つ目は、小中高等学校の校種別の教員によって認識は大きく違うと思います。高校ですと警察との連携のハードルが低いですが、小学校の教員には「根拠のない不安」が大きいかもしれません。ただ、加害の生徒の指導支援に警察連携は必要だと思いますが、この制度をすぐに導入することは難しいと思います。とりわけ、この内容について警察の方とお話ししたことはありませんので、まずは制度をどうするかというよりも、警察との話し合う機会を自主的に設けて、警察の方のお考えや専門的なご意見を聞かせていただきたいと思っています。

2つ目は、従来からこの調査委員会で事例検討を重要視されており、いろいろな研修会で実施するようにしております。委員のお考えに全て沿うことにはなりません。加害者のアセスメントや警察との連携でうまくいった事例について、もう一度チェックしていき、今後いただいた観点を取り入れながら、子どもの支援に取り組んでいきたいと考えています。

(委員長)

「根拠のない不安」のある部分もあると思いますが、警察は有益な機関だと思ってい

ます。学校現場だけで荒れる生徒を何とかできるものでもないだろうし、保護者まで学校に来た場合に、学校現場だけで全て対処できるのかと考えても無理だろうと思います。ただ、警察には警察の役割があり、限界もあります。警察の役割はそこにある犯罪を撲滅する、犯罪者の方を逮捕して適正に処罰してもらうこと、あるいは治安を維持することが役割なのかと思います。これは学校の役割と一部重なる部分もあるのですが、重ならない部分も結構多いのです。警察の方が関わって加害者とされたお子さんを、今度は学校現場でどのようにして抱えていくのか。彼らにも教育を受ける権利もありますし、あるいはもし他の生徒や被害の生徒の方と仲良くやっていきたいと思うのであれば、学校側がそれなりの適切な対応を取っていかなければならない。これは警察はやらないはずで、そうであれば、警察の方とどのように連携を取っていくのが、やはりポイントではないかと思います。そのため、学校現場の方が警察の方の仕事の内容や効力などを知っていく必要があるのかと思います。

そのために、どういう制度設計がいいのか。スクールポリスを導入することについてはまだ懐疑的でありますけれども、学校現場の状況次第では、入れてもよい学校があるのかもしれないと言えるのではないかと思います。県内にあるかはともかくとしまして、現役の警察官を学校に常駐させるということが必要なかとは思っています。学校の現場の方は警察のことは知らないですし、警察の方は学校がどういうところなのかをまだまだご存じではないので、やはり双方の話合い、協議の場を持つことは大切だと思います。それぞれがそれぞれの役割を十分に果たして、いじめに対して対処していけばよいと思います。具体的な話合いは継続的になさるべきだと思います。

私も聞かせてもらっている範囲においては、滋賀県ではそれなりに警察と学校の連携はあると認識しています。ただ、高校の例を挙げていきますと、警察が加害生徒に関与するような事例では、高校はそのあと加害生徒はいません。何らかの理由で転校したり中退したりして、そのまま学校現場に抱え込んでいるという状況ではありません。しかし、小中学校は義務教育でありますので、その後も学校現場が抱え込まなければなりません。もちろん、生徒の保護者に対する対応についても、警察を入れることによってどう変化するのかを注意深く見ていかななくてはならないと思いますし、まだまだ「根拠のない不安」かもしれませんが、不安に思うことも多々あると言うのが私の意見です。

#### (委員)

委員はかなり先を行っておられると思います。みんながついていけない状況だと思います。スクールポリスは行動マネジメントにおける専門職の位置づけだと思います。その前提となる行動マネジメントはまだ日本の教育現場に入っていないと思います。マネジメントに力を入れているのは経済・会社であって、福祉領域や教育領域にはマネジメントが一番遅れて入ってきていると思います。まだ行動マネジメント、教育マネジメントは現場にまで入りきれていない。まだ教師と生徒の信頼関係や力関係に頼っています。その信頼関係を作るのに警察の組織をどう使うのか、警察の役割をどう使うのかということ、一人ひとりの先生が生徒を指導したり、教育したりするのに使っていらっしゃる。やはり非行系の行動についてマネジメントするためには、スクールポリスの役割がないと成立しないと思います。非行には非行のマネジメント、不登校は不登校のマネジメントがあると思うのですが、そのマネジメントをどうしていくのかという大きな枠組みの中での議論があって、初めて委員のお考えが生きてくるのだと思います。

私は警察の非常勤職員でもあるのですが、少年補導職員のスーパーバイザーでもあるので、マネジメントを取り入れています。行動マネジメントを使うと、警察の継続補導の枠組み、再犯防止ですが、非常に有効です。短期間、4、5回程度の短期の面接プログラムでかなり効果があります。少年課のサポートセンターの枠組みがあるから、枠組

み設定ができて、その中で行動マネジメントを進めていくことができる。学校の先生方のオープンな関係のところできそれを作り上げるというのは難しいでしょう。教育・福祉・警察の管理職が、明確に重要性を把握して、人間関係や力関係で生徒を指導するやり方ではなくて、行動マネジメントのシステムで行うという研修を行うことから始めていかれないと、やはり委員は先を見ていらして、みんながついて行けていないと思います。

でも、学校教育課の方では昨日も 11 人のスクールソーシャルワーカーが少年サポートセンターに来られて研修を受けられた。実際に少年サポートセンターの名前は知っているが、実際どういう仕事をやっているのかはご存じないので、それも顔を見て、警察の場所でこういうことをやっている、実は同じ子どもを対応していて、違う側面から、違う人、違うやり方で関わることで子どもたちがよくわかってもらえるところがあった。ここで委員がスクールポリスの議論をされて、教育委員会の事務局もそういう方面の研修を企画していただいて、昨日の研修が実現しているのだと思います。

(委員長)

もっとも諸外国の対応の仕方についても知らなければならぬでしょう。現在の警察の在り方については、学校だけでなく、社会の中での在り方を議論されているところがあって、それらをもう少し勉強して提言につなげていければと考えています。まだまだ継続審議になると思います。

続きまして保幼小の連携についても話をしたいのですが、事務局より簡単にご説明いただけますか。

(事務局)

特に資料はございませんが、前回、関係機関連携について表を示させていただきました、保育園・幼稚園を含めて校種間の連携の重要性は県の教育委員会としましても認識しています。学校教育課としましては、特に小学校低学年からの支援が必要だということでございますので、保・幼の連携も含めてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの小学校への配置・派遣の拡充・充実に努めているところです。

スクールカウンセラーに関しましては、小中連携校というかたちで、中学校を拠点校にしながら小学校にできるだけ多くスクールカウンセラーを派遣し、同じカウンセラーが小中を行き来することによって、中学校に入学する前から小学校の子どもたちの様子を確認し、中学校の教員にも指導助言をして受入れの準備をしていただいております。それから、小・中・高等学校等の生徒指導や教育相談担当者を一堂に集めて研修会を実施し、できる限り縦のつながりを大事にしていきたいと考えています。

(委員長)

生徒が非行を犯すのではないかということは、中学校になってからというよりも、小学校のころから大体想像できることがあります。家庭の背景や持っている特性から、大体小学校の先生には、中学校に行ったらあり得るだろうとか、問題を起こすだろうとか分かっているとおっしゃっています。しかし、小学校においてはまだ教育の力が強く、教員の数も多いですから、抑えられるのですけれども、中学校になるとそうもいかなくなってきてしまう。そうすると小学校の低学年、できれば保・幼のあたりから、問題が起きそうな子どもについては早めに手当てをしていった方がいいのではないかと、支援をしていく必要があるのではないかとという観点から、保幼、小中、中高の連携を考える必要があるのではないかと意見を述べさせていただき、皆さんにもご審議いただければと考えています。そのような観点から何かご意見ございますか。

(委員)

今の委員長のお話しの通りで、やはり小さい時からの情報の共有ということがどうしても必要だと思います。特に保育園で何かいじめを受けた子どもがいたとしても、小学校に上がる時に、どうしてもいじめを受けた記録がエピソード的なものに終わっているものが多いと思います。ですから保育園の時にこんな程度のいじめがあったという程度の情報しか伝わらないという具合に、なかなかしっかりとしたいじめ対応、発見の気づきが、実際小学校がつながっていきにくいのではないかと思います。

1つの方法としては、福祉というより特別支援とかいった面で、不登校や引きこもりといったところでは、単なる事実に加えてどのような支援をしたのか、その支援した結果どのような状況になったのか。またうまくいったこと、課題としてまだ残してしまったことなどをまとめたものが、その子が18歳になるまでずっと伝えられている仕組みが出来上がっている市町が増えてきています。ですから、学校関係もそういうようなエピソード的な記録というよりも、自分たちが支援目標を持って、その結果どんなことをやって、どんな状況になってどんな課題が残ったかを記録に残して、小さいいじめ事案であっても学校につないでいく、小学校は中学校につないでいくといった仕組みと記録の内容、伝えるべき内容を残していくしっかりとしたひな形を作るべきではないのかと考えます。

(委員長)

支援の連続性をどのように確保していくのかということです。個人情報ですのでどうやって伝えていく仕組みを作っていくのが課題です。このあたりはいかがですか。

(委員)

一からまた小学校で虐待対応しなければならないという非常に効率性の悪いもので、引き継いだ時点からスタートができる支援が、迅速、効率的でないかと思います。そのため、情報共有のためのハードルがありますので、虐待のように積極的に作っていかないといつまでも情報が共有できない。結局いじめが再発していった被害児童が減っていかないという形になりますので、やはり大きな課題としてとらえて共有の場について対応することを考えるべきでないかと考えます。

(事務局)

今年、問題行動調査の分析をいたしまして、ご指摘いただいた点をもっとも大きな課題と捉えているところであります。暴力行為は小学校1, 2, 3年が増加している。不登校も小学校1, 2, 3年が増加するとともに、中学校1年生の不登校の生徒の約7割が小学校時代に15日以上欠席した経験があります。このように考えますと、いかに早い段階で子どもたちにアセスメントを含めた支援をするかが重要であります。現在小学校にスクールカウンセラーを配置するよう努めていますが、こうすることで母親の子育て不安も解消されたという報告も受けていますし、いじめ対策のみならず不登校等の対策にも有効であると考えており、今後も丁寧に対応していきたいと考えております。

## ○議題(5) いじめ問題の取組に係る評価・点検・見直しの在り方について

(委員長)

こういった対応の積み重ねがいじめ対策にも通じていくとも思いますし、このような情報の中にいじめを発見するものもあるのではないかと考えています。引き続き、また、検討させていただければと思います。

続きまして、5番目の「いじめ問題の取組に係る評価・点検・見直しの在り方について」です。これにつきまして、第1回調査委員会で、学校における取組について、学校の自主評価に加えて、第三者による評価を行って、より効果的ないじめの取組の見直しを図った方がよいのではないかとのご意見がありました。そのことを踏まえて、より効果的ないじめ問題の取組に係る評価・点検・見直しの在り方について議論したいと思います。事務局から現状について説明をお願いします。

#### (事務局)

33ページ資料5をご覧ください。これは県立学校におけるいじめ対策ですが、取組の評価・点検・見直しの現状ということでありまして、まず1の項目の「いじめ対策に係る取組の評価について」ですが、全ての学校で「いじめの防止等に関する項目」を入れています。この学校評価につきましては教員のみならず、生徒や保護者、最終的には地域の代表者も入っていただきます学校評議員の意見も参考にしながら、年度途中で行う中間評価と年度末に行う総合評価を行っています。大きくは自己評価というのがありまして、これは教員の評価と、総合評価の中の自己評価と学校関係者評価ということで、保護者や学校評議員の方といった方が、学校が行った評価についてまた評価することとしています。その中でいじめの項目についてのチェックをしています。

もう1ついじめ対策に係る取組の点検・見直しについて、これも全ての学校においていじめ防止対策推進法第22条に基づく校内組織、「いじめ対策委員会」と言っているところが多いですが、ここで学校のいじめ防止基本方針やいじめ防止等の取組に対する点検・見直しを必ず行うこととしています。ただ、見直しや点検が効果的に行われているかどうかについては、第三者的な評価が必要になってくるのですが、学校評議員で地域代表の方々に入ってください、意見をいただいているということでありまして。ただ、もう少し見直し・点検を進めてもらうために、資料5の文部科学省国立教育政策研究所が作っておりますチェックシート、このような形で学校においていじめ対策に係る取組の見直しを行うようしてくださいと示しているものがありますので、この34、35ページのポイントと36、37ページのチェックシートを提示し、まずは学校にこのようなものを使って学校のいじめ対策の取組を更に進めていくように啓発していきたいと考えています。

#### (委員長)

只今の事務局の説明に対して、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

#### (委員)

学校評価の中にいじめのチェック項目を入れていただいているということで素晴らしい前向きの取組であると思います。学校ごとに第三者的に学校評議員さん等が入っておられるということですが、やはり自主評価という域から抜け出せないというところかと思えます。また、おそらく学校の中においては先生方によっていじめの捉え方などにばらつきがあると思いますし、これが全て共有されているかと言いますと、なかなかたくさん先生の先生方が共有されているとは言い難いと思います。そうすると何らかの評価する統一した基準を作って、抽象的なものは作成されていますが、もっと項目ごとの着眼点や、何をこの項目で大事にしてほしい、何をみてほしい、何を実施してほしいと思っているのか、そこの解説なり留意点なりを含めて具体的に列挙していく。これを先生方に見ていただく中で、皆さんの目がいじめ対策のこういったことが大事だ、こういうこ

とに取り組まなければならないということが明確に示せると思います。そうしないと各学校によって基準がバラバラな状況の中で自己評価、自主評価をされているというのもプラスですが、更にもう一步進んでいただいて統一された評価基準を作っていくということが大事ではないか。さらに先の話になりますが、自分の中のことは自分で気づきにくいことがありますので、第三者、その学校でない、関係している以外の第三者が委員として入って、統一基準に基づいて評価をするということが求められます。

そして、素晴らしいことをやっていたのにかかわらず、もっていき方といったプロセスの中でうまくできていない、見逃している、見逃してしまうような状況やいじめに対する気づけていない隘路のようなところがあって、いじめ事案がたくさん出てきていると思います。

したがって、学校を評価するという名称ですが、その中でいろいろな学校の先生とコミュニケーションしていく中で気づいていただくきっかけを作るという目的で、そういう基準を文部科学省の方が作っていただくのが一番いいのですが、学校関係者の方が寄り合っていじめ対策でこういうことについてはこういうことをやるべきではないかと意見をある程度集約していけば、ある程度の統一基準ができてくるのではないかと思います。そういう努力をしていただけないかと考えます。

(委員)

議題1の調査の部分にもかかってくるのですが、以前他府県で教育行政に携わっておりまして、あまりにも数値にこだわりすぎて、数値も大事なのですが、いじめの認知件数の多い少ないにこだわりすぎて、点検・評価といった時に気を付けなければいけないのではないかと思います。どう1件1件のいじめの認知件数に対して、我々は適切に事実に対応してきたのかという評価の視点が大事ではないかと思いました。

もう一つスクールポリスについて、私は20年前1995年の文部省当時のスクールカウンセラー調査研究委託事業の担当をさせていただいたのですが、当時学校のスクールカウンセラーが入るだけでも大変なことでした。委員も随分先を行っておられまして、何年か後に当たり前になっているかもしれないと実感しました。

(委員長)

まず議題5につきまして何かご意見がありましたらお願いします。

(委員)

いじめについて多面的・科学的にあらゆる面から取組をされていると思います。どんなに素晴らしい学校でも、中心になっている先生や校長が異動すると後任は一から作りあげないといけないのでは困ります。前はどんなことをやっていたのかというのはよくわかりませんので、やはり文字化されて共有化されていないと、後任は知らないこととなります。文字に残っていれば全てがいいというものではありませんが、いじめの取組の一貫性と伝達力を持つことができます。文字化することで若い先生の研修効果もあると思います。こういうことを目指してやっていこうということで若い先生も成功感があって正しいのだと、もっと力を使ったり、圧力を使ったりという使い方ではなく、効果的なよい使い方のモデルの提示になると思います。そのために、組織的な提示を多面的にやっていたらと考えています。いじめについて、多面的・科学的あらゆる面からされていると思います。

最後の文言については個人で終わらせては困りますので、どんなに素晴らしい学校でも、中心になっている先生や校長が異動すると一から前はどんなことをやっていたのかというのはよくありませんので、やはり文字化されて共有化されていないとできないわ

けです。これは文字に残っていればよいというものではありませんが、その他の観点からいろいろな取組をしてきましたが、いじめの取組の一貫性と伝達力です。これ自体も若い先生の研修効果もあると思います。こういうことを目指してやっていこうということで、若い先生も成功感があって正しいのだと、もっと力を使ったり、圧力を使ったりという使い方ではなく、効果的なよい使い方のモデルの提示、組織的な提示を多面的にやっていただいていると考えています。

## ○議題（６） 教育委員会への答申内容について

（委員長）

議題の6については教育委員会への答申内容を予定していたのですが、この場で議論する余裕はなかろうかと思えます。第4回が最終の調査委員会でありまして、その間にメール等におきまして、ご相談させていただくということでご了承いただければと思います。皆さんからいただいた意見をもとに最終答申案を検討してまいりたいと思えます。議事は以上となりますが、他に何かございますか。ないようでしたら、最後に、本日の委員会の議事録についてですが、議事録（案）を作成し、皆さまにも確認いただいたうえで、公表させていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、第3回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の審議を終了いたします。委員の皆さまには議事運営にご協力いただきましてありがとうございました。